

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局救急規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市消防局長 三浦 孝一

第20条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「二類感染症」の右に「(結核を除く。), 新型インフルエンザ等感染症」を加え、「第8条第1項若しくは第2項」を「第8条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局安全救急部救急課)